

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康診査等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、健康診査等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県伊達市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康診査等に関する事務
②事務の概要	<p>健康診査等に関する事務とは、健康増進法(平成14年法律第103号)その他関係法令に基づき行う健康診査等の健康増進事業に関する事務をいう。</p> <p>伊達市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、健康審査等に関する事務において、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の提供又は照会を行う。</p> <p>標準準拠システムへの移行(令和8年3月9日切替予定) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の健康管理システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行する(令和8年3月9日予定)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目は変更となるが、事務、システム構成及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。</p>
③システムの名称	1. 保健システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康診査ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健幸づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健幸づくり課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自己点検・監査、従業員に対する教育・啓発等のリスク対策及び徹底したダブルトリプルチェックの実施。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自己点検・監査、従業員に対する教育・啓発等のリスク対策及び徹底したダブルトリプルチェックの実施。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I.5.②所属長	健康推進課長 佐藤 高広	健康推進課長 伊藤 加与子	事後	
平成29年8月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成27年9月16日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成29年8月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成27年9月16日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成30年9月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	I 8.連絡先	郵便番号960-0692	郵便番号960-0634	事後	
令和1年6月26日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の76の項	・番号法第9条第1項別表第一の76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和1年6月26日	I 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉 字大地内100番地 電話番号 024-576-3736	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉 字大地内100番地 電話番号 024-576-3736 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1111	事後	
令和1年6月26日	II 1.いつの時点の計数か	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II 2.いつの時点の計数か	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	-	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針 の変更に伴う様式改正のため
令和2年8月7日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和4年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年3月10日	I 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉 字大地内100番地 電話番号 024-576-3736 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1111	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉 字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1111	事後	
令和4年7月14日	I 4①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和4年7月14日	I 4②法令上の根拠	空欄	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第50条 【情報参照の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第50条	事後	
令和4年7月14日	IV 6.情報連携ネットワークとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手) 十分である	事後	
令和4年7月14日	IV 6.情報連携ネットワークとの接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供) 十分である	事後	
令和5年3月10日	I 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉 字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1111	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉 字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1159	事後	
令和5年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第54条	・番号法第9条第1項別表第111の項	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二の102の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第50条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表139の項	事後	
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	標準準拠システムへの移行(令和8年3月9日切替予定) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の健康管理システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行する(令和8年3月9日予定)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目は変更となるが、事務、システム構成及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。	事前	システム標準化対応による再評価
令和8年3月2日	I 関連情報 5. 部署	健康福祉部 健康推進課	健康福祉部 健康づくり課	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年3月2日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉 字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1159	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康づくり課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉 字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1159	事後	